

銚子市人事行政の運営等の状況の公表

市民の皆さんに市の人事行政の運営等を理解していただくため、平成17年3月に制定した「銚子市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例」に基づき、令和5年度における市の職員の任免、給与、勤務時間や服務などの状況を公表します。

1 職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 職員の採用及び退職の状況（令和5年度）

職 種	採用者数（人）			退職者数（人）			備 考
	競争 試験	選 考	合 計	定 年 定 以	年 外	合 計	
一般行政職	25	0	25	0	14	14	
保健師職	1	0	1	0	0	0	
保育職	2	0	2	0	1	1	
技能労務職	0	0	0	0	0	0	
指導主事	0	3	3	0	0	0	県教育委員会との異動を含む
消防職	2	0	2	0	5	5	
教育職	0	11	11	0	0	0	県立高校などとの異動を含む
企業職	0	0	0	0	1	1	
合 計	30	14	44	0	21	21	
再任用職員		11	11		10	10	任期の更新を含まず
任期付職員	0	0	0		0	0	

(2) 部門別職員数の状況と主な増減理由（各年の4月1日現在）

（各年4月1日現在）

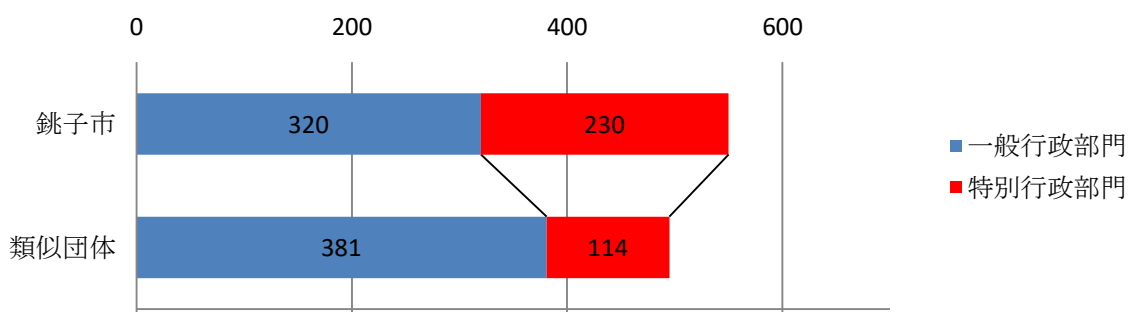
部 門		職員数（人）		対前年 増減数	主な増減理由
		令和5年	令和4年		
一般行政部門	議 会	6	6	0	
	総務・企画	98	98	0	
	税 務	25	25	0	
	民 生	85	84	1	体制強化による増
	衛 生	43	45	▲ 2	事業の見直しに伴う減
	労 働	2	2	0	
	農林水産	19	19	0	
	商 工	7	7	0	
	土 木	35	33	2	体制強化による増
	小 計	320	319	1	
特別行政部門	教 育	122	123	▲ 1	欠員不補充による減
	消 防	108	108	0	
	小 計	230	231	▲ 1	
公営企業等会計部門	病 院	1	1	0	
	水 道	29	29	0	
	下 水 道	7	6	1	体制強化による増
	そ の 他	29	30	▲ 1	欠員不補充による減
	小 計	66	66	0	
合 計		616 [645]	616 [645]	0 [—]	

（注） []内の数値は、銚子市職員の定数です。

(3) 類似団体との比較 (令和5年4月1日現在)

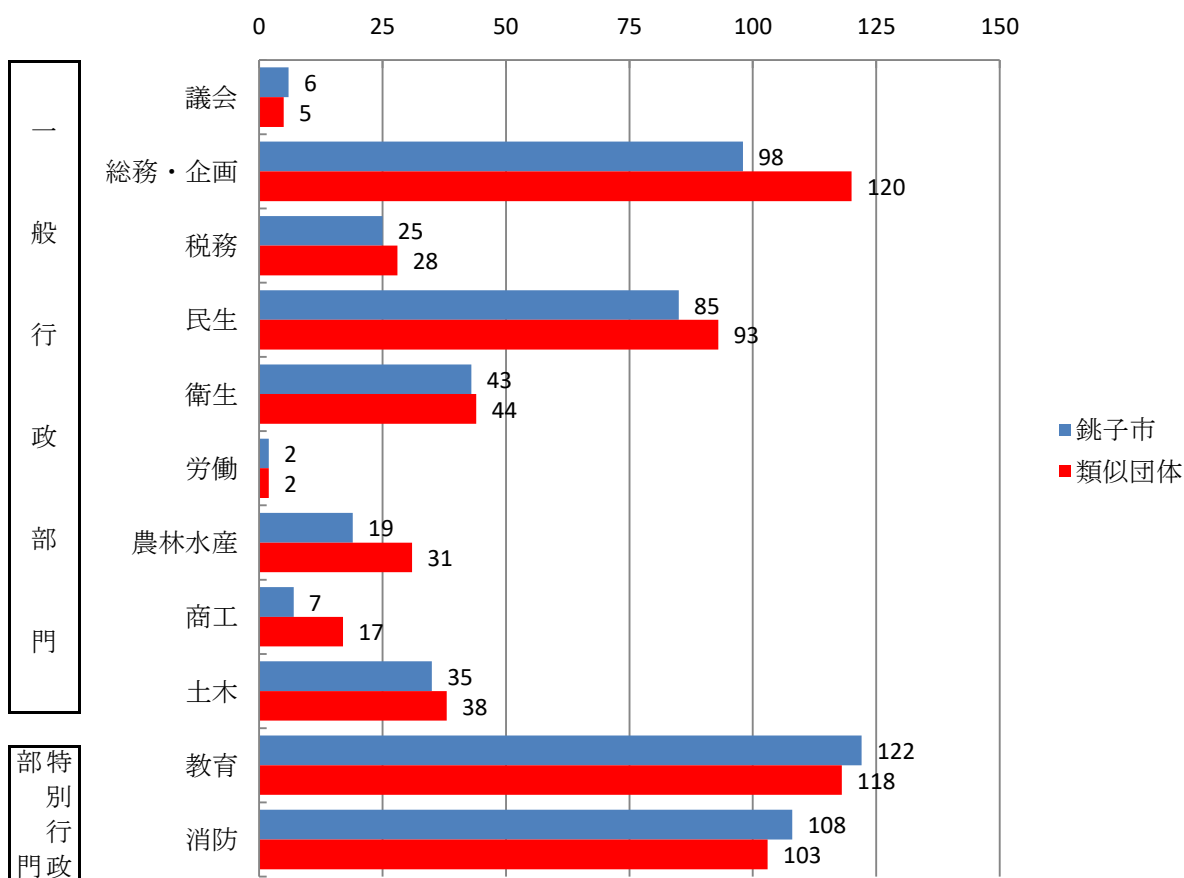
① 部門別職員数 (単純値により算出した職員数との比較)

(単位:人)



② 部門別職員数 (修正値により算出した職員数との比較)

(単位:人)



(注) 1 このグラフは、本市の職員数の状況をより明確にするため、本市と人口及び産業構造が類似している全国の市（これを「類似団体」といい、本市と同じグループに属している類似団体の数は、本市を含め 76 団体あります。）の職員数と本市の職員数を比較したものです。

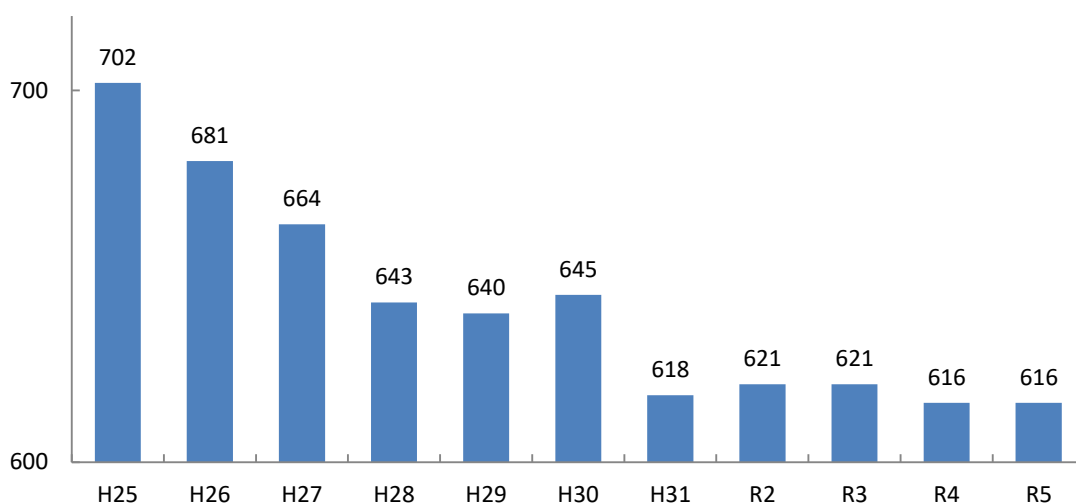
なお、実施している事業の内容やその規模等によって、職員数のばらつきが大きい公営企業等会計部門は、このグラフから除外してあります。

2 このグラフにおける「単純値」とは、本市と同じグループに属するすべての類似団体の職員数の平均値です。これに対し、「修正値」とは、清掃業務や消防業務など、一部事務組合等が類似団体に代わり実施している事務事業がある場合には、すべての類似団体の平均値である「単純値」で類似団体同士の職員数を比較することが適さないことから、事務事業の区分ごとに、従事する職員がいない類似団体を除外して算出した職員数の平均値です。

(4) 過去10年間の職員数の推移

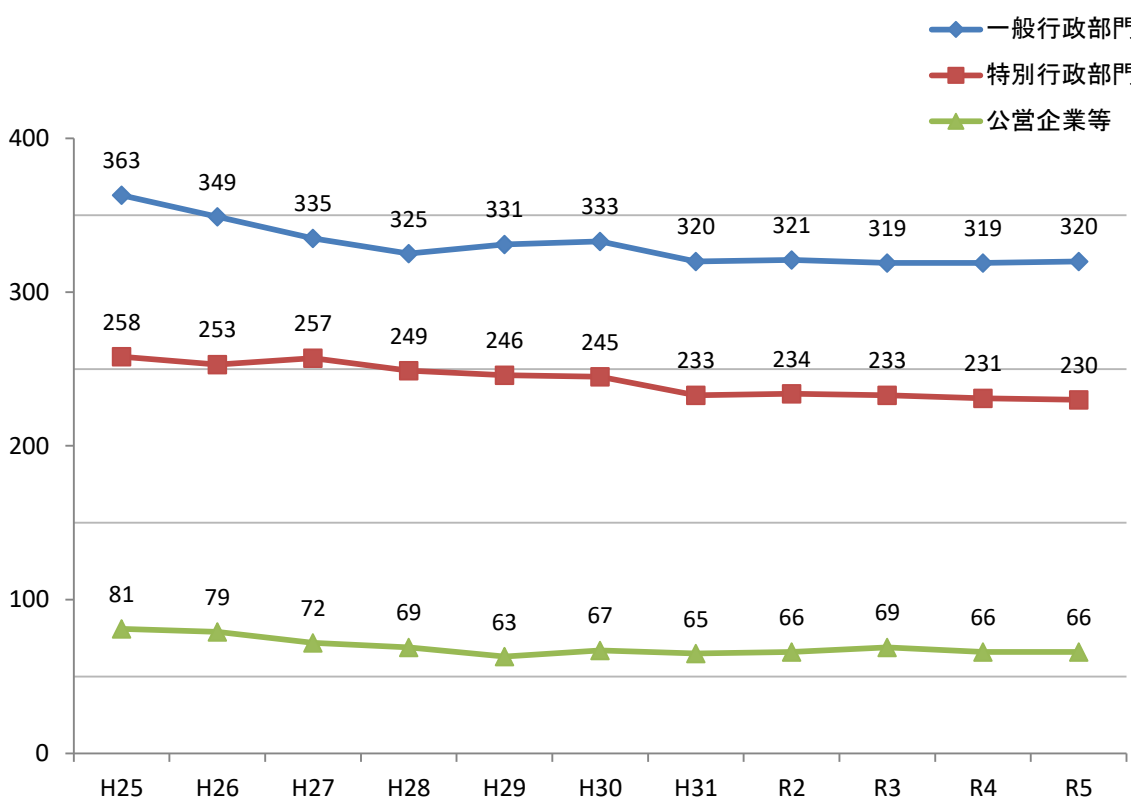
① 総職員数

(単位：人)



② 部門別職員数

(単位：人)



(5) 今後の取組み

人口減少及び高齢化に伴い、市税、地方交付税の歳入の減少と社会保障経費の更なる増加が見込まれる中、本市は厳しい行財政運営を余儀なくされる状況にあります。

このような状況の中、持続可能な財政基盤の確立と行政サービスの維持を図るため、令和4年度から令和8年度までの5年間の計画期間とした職員数の管理方針である「定員適正化計画」を令和3年度に策定しました。

計画期間の最終年度となる来年度もこの計画に基づき、職員数の適正化を推進します。

2 職員の人事評価の状況

平成28年4月に施行された改正地方公務員法により、人事評価制度が導入され、評価結果を任用、給与、分限その他の人事管理の基礎として活用することとなりました。これにより、本市では人事評価制度を段階的に導入し、人事管理の基礎資料として運用する予定です。

3 職員の給与（決算）の状況

(1) 普通会計

区分	職員数 A	給 与 費				1人当たり 給 与 費 B/A
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
令和4年度	人 550	千円 2,111,823	千円 408,217	千円 797,359	千円 3,317,399	千円 6,032
令和5年度	人 550	千円 2,109,392	千円 410,709	千円 835,312	千円 3,355,413	千円 6,101

- (注) 1 職員手当には、退職手当は含んでいません。
2 職員数は、各年度の4月1日現在の人数です。

(2) 水道事業会計

区分	職員数 A	給 与 費				1人当たり 給 与 費 B/A
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
令和4年度	人 33	千円 120,554	千円 14,350	千円 44,671	千円 179,575	千円 5,442
令和5年度	人 32	千円 117,915	千円 12,318	千円 44,699	千円 174,932	千円 5,467

- (注) 1 職員手当には、退職手当は含んでいません。
2 職員数は、各年度の3月31日現在の人数です。

(2) 下水道事業会計

区分	職員数 A	給 与 費				1人当たり 給 与 費 B/A
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
令和4年度	人 7	千円 24,726	千円 3,259	千円 9,029	千円 37,014	千円 5,288
令和5年度	人 7	千円 27,404	千円 1,947	千円 10,575	千円 39,926	千円 5,704

- (注) 1 職員手当には、退職手当は含んでいません。
2 職員数は、各年度の3月31日現在の人数です。

(3) 病院事業会計

区分	職員数 A	給 与 費				1 人 当 たり 給 与 費 B/A
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
令和4年度	人 1	千円 —	千円 —	千円 —	千円 —	千円 —
令和5年度	人 1	千円 —	千円 —	千円 —	千円 —	千円 —

- (注)
- 1 職員手当には、退職手当は含んでいません。
 - 2 職員数は、各年度の3月31日現在の人数です。
 - 3 令和4年度及び令和5年度は職員数が1人であるため、給与費の金額の記載はありません。

職員の給与の状況については、全国の市町村が同一の様式で公表を行っています。
今年度は令和7年3月頃に公表を予定しており、詳細はその際に公表することになります。

4 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 勤務時間の状況（令和5年4月1日現在）

区分	1週間の勤務時間	始業		勤務時間の割振り	
		始業	終業	休憩時間	週休日
通常勤務職員	38時間45分	8:30	17:15	12:00 ~ 13:00	日曜日及び土曜日

(注) 消防職員など交替制等勤務職員の勤務時間は、4週間を通じ1週間について平均38時間45分です。

(2) 休暇制度等について（令和5年4月1日現在・年次休暇については令和5年度実績）

給与	種別	内 容	
有	年次休暇	1年度につき20日間（新規採用職員は採用月に応じて）付与 令和5年度 平均取得日数 12.5日	
	療養休暇	傷病のため療養する必要がある、勤務しないことがやむを得ないと認められる場合の休暇。公務又は通勤上の傷病に該当する場合はその療養に必要と認める期間、結核性疾患に該当する場合は1年、私傷病に該当する場合は90日を限度に与えることができる。	
有	特別休暇	特別の事由により、勤務しないことが相当である場合の休暇	
		種 類	期 間 等
		災害により滅失等した住居の復旧作業等の場合	1週間を超えない範囲内で必要な期間
		災害・交通機関の事故等により出勤が著しく困難な場合	必要な期間
		災害時に通勤途上の身体の危険を回避する場合	必要な期間
		裁判員、証人等として国会、裁判所等に出頭する場合	必要な期間
		公民としての権利を行使する場合	必要な期間
		あらかじめ計画された能率増進計画を実施する場合	計画の実施に伴い必要な期間 (リフレッシュ休暇) 勤続20年、30年 それぞれ10日
		妊娠中の職員が保健指導等を受ける場合	妊娠23週までは4週に1回等必要な時間
		妊娠中の職員の通勤時に母体等の健康保持に影響がある場合	1日を通じて1時間を超えない範囲内で必要な時間
		妊娠中の職員が母体等の健康保持のため休息等をする場合	必要な時間
		女性職員が出産する場合	出産予定日以前8週間・出産の日後8週間
		生理日において勤務することが著しく困難な場合	2日を超えない範囲内で必要な期間
		親族が死亡した場合	死亡した者と職員との関係により1～10日の期間内において必要な期間
		父母等を追悼する場合	慣習上最小限度必要な期間
		夏季における休暇	7日の範囲内の期間
		結婚する場合	5日を超えない範囲内で必要な期間
		不妊治療を受ける場合	5日を超えない範囲内で必要な期間
		配偶者が出産する場合	3日を超えない範囲内で必要な期間
		男性育児参加	5日の範囲内の期間
		生後3年に達しない子を育てる場合	1日2回それぞれ45分又は1回90分の範囲内で必要な時間
		義務教育終了前の子の看護をする場合	7日の範囲内の期間
		義務教育終了前の孫の看護をする場合	3日の範囲内の期間
短期の介護をする休暇	5日の範囲内の期間		
骨髄提供者となる場合	必要な期間		
ボランティア活動に参加する場合	5日の範囲内の期間		
無給	介護休暇 介護時間	配偶者・父母・子等が、負傷・疾病・老齢により日常生活を営むのに支障がある者を介護するため、勤務しないことが相当であると認められる場合の休暇	
	組合休暇	任命権者の許可を得て登録された職員団体の業務又は活動に従事するため必要と認められる場合の休暇	
	育児休業	3歳未満の子を養育する職員に認められる休業（部分休業を含む）	

5 職員の分限及び懲戒の状況

(1) 分限処分の状況（令和5年度）

処 分 事 由	地 方 公 務 員 法	降任	免職	休職	合計
勤務実績が良くない場合	第28条第1項第1号	0	0		0
心身の故障の場合	第28条第1項第2号 第2項第1号	0	0	26	26
職に必要な適格性を欠く場合	第28条第1項第3号	0	0		0
職制、定数の改廃、予算の減少により 廃職、過員を生じた場合	第28条第1項第4号	0	0		0
刑事事件に関し起訴された場合	第28条第2項第2号			0	0
地方公務員法第28条第4項の規定により 失職した者					0
銚子市職員の分限に関する手続及び効果に関する 条例第5条の規定により失職しなかった者					0
合 計		0	0	26	26

(2) 懲戒処分の状況（令和5年度）

処 分 事 由	地 方 公 務 員 法	戒告	減給	停職	免職	合計
法令に違反した場合	第29条第1項第1号	0	0	0	0	0
職務上の義務に違反し、又は 職務を怠った場合	第29条第1項第2号	0	0	0	0	0
全体の奉仕者たるにふさわしく ない非行のあった場合	第29条第1項第3号	0	0	0	0	0
合 計		0	0	0	0	0

6 職員のサービスの状況

(1) 地方公務員法の規定による職務上の義務

- 法令等および上司の職務上の命令に従う義務
- 信用失墜行為の禁止
- 秘密を守る義務
- 職務に専念する義務
- 政治的行為等の制限
- 争議行為等の禁止
- 営利企業等の従事制限

(2) 営利企業等の従事許可の状況（令和5年度）

許可件数	許 可 内 容
4件	公益社団法人 千葉県サッカー協会 サッカーの普及、選手の育成・強化 ほか

(注) 消防団員、選挙事務従事等は除いています。

7 職員の退職管理の状況

平成28年4月に施行された改正地方公務員法により、再就職者による働きかけの規制等が導入されました。本市においても退職管理の適正を確保することを目的として、再就職情報の届出等を定めた、銚子市職員の退職管理に関する条例及び規則を制定しています。

8 職員の研修の状況

(1) 研修の状況（令和5年度）

① 任命権者が行う研修

区 分		研 修 内 容	実施回数	受講者数
一 般 研 修		新規採用職員研修 会計年度任用職員研修 文書事務基礎研修 ほか	9回	212人
特 別 研 修	教 養 研 修	ChatGTP研修 情報化推進担当者研修 動画研修によるデジタル人材育成のための専門研修 ほか	14回	268人
	そ の 他	刺股使用訓練 ほか	3回	78人
派 遣 研 修	市 町 村 職 員 中 央 研 修 所	住民行政事務能力の向上研修 ほか	7回	7人
	自 治 研 修 セ ン タ ー	給与事務研修 ほか	5回	5人
	東 総 地 区 広 域 市 町 村 圏 事 務 組 合	新任職員研修 ほか	8回	108人
	若 手 職 員 研 修	クレーム対応研修 ほか	10回	14人
	そ の 他	甲種防火管理者講習	1回	3人
自 主 研 修		オンライン統計研修 改定個人情報研修 ほか	5回	41人

② 各所属で実施した専門研修

区 分	実施回数	受講者数
研修会等派遣研修	391回	779人
職場内研修	74回	1,203人

9 職員の福祉及び利益の保護の状況

地方公務員法第42条において「地方公共団体は、職員の保健、元気回復その他厚生に関する事項について計画を樹立し、これを実施しなければならない」と定められています。

ここでいう「保健」とは、定期健康診断など職員の健康管理を、「元気回復」とは、いわゆるレクリエーションで運動会やサークル活動に対する補助等を、「その他厚生に関する事項」とは、職員互助会への補助等をいいます。職員互助会は、職員の互助組織であって、その運営は、職員の掛金と団体からの補助金で行われるのが一般的とされています。

(1) 健康管理などに関する状況（令和5年度）

職員の安全と健康を確保し、快適な職場環境を形成するために、総括安全衛生管理者、産業医、衛生管理者等の選任及び安全衛生委員会の運営を行っています。

さらに、事業者の責任として、職員の健康管理状態を把握し、健康被害や疾病の早期発見を行うため、定期健康診断、特殊健康診断、採用時健康診断、ストレスチェック及び予防接種を実施しているほか、長時間労働による健康障害防止のための対策を講じています。

【銚子市が実施している事業】

区 分	事 業 名	内 容	対 象 者
健康管理事業	定期健康診断	胸部X線検査、尿検査、血液検査等	全 員
	特殊健康診断	尿検査、血液検査等	該 当 者
	採用時健康診断	胸部X線検査、尿検査、血液検査等	該 当 者
	予 防 接 種	破傷風、B型肝炎	該 当 者
	ストレスチェック	心理的な負担度を把握する検査	全 員
	そ の 他	メンタルヘルス相談・研修等	希 望 者

【千葉県市町村職員共済組合が実施している事業】

区 分	事 業 名	内 容	対 象 者
給付事業	保 健 給 付	療養の給付等	該 当 者
	休 業 給 付	育児休業手当金等	該 当 者
	災 害 給 付	災害見舞金等	該 当 者
	附 加 給 付	家族療養費附加金等	該 当 者
保健事業	特 定 健 康 診 査 及 び 特 定 保 健 指 導	特定健康診査：生活習慣病の早期発見・改善を目的に、定期健康診断とともに実施	40歳以上の職員
		特定保健指導：メタボリックシンドロームの予防・解消を目的として、個別の保健指導を実施	上記の職員のうち、保健指導が必要とされた者
	人 間 ド ッ ク	短期、脳、併用ドック	35歳以上の職員
	婦 人 科 検 診	子宮がん・乳がん検診	35歳以上の女性職員
	助 成 金 等	契約施設利用助成等	希 望 者
	そ の 他	メンタルヘルス相談等	希 望 者

(2) 職員互助会

① 千葉県市町村職員互助会（共同互助会）

千葉県内の全市町村が加入する互助会で、千葉県市町村職員共済組合と共同して職員のために実施する厚生制度に併せて、会員の相互共済により、福祉増進の事業を行い、もって職員及びその被扶養者の生活の安定と福祉の増進を図ることを目的としており、具体的には、出産費助成金給付事業、長期療養者助成金給付事業、介護休暇助成金給付事業などを実施しています。事業内容からも千葉県市町村職員互助会は、千葉県市町村職員共済組合の補完事業を担うための組織といえます。なお、銚子市でも公立学校の教員を除く職員が会員となっています。

銚子市の加入職員数	659人（令和5年4月1日現在、特別職を含む。）
公費負担額	756,687円（令和5年度決算）
※ 給料月額3.6/1000ずつを職員と事業主である市が負担しています。	

② 銚子市役所職員厚生組合（単独互助会）

市の職員（高等学校の教員を除く。）の互助組織として、銚子市役所職員厚生組合を組織して福利厚生事業を実施しています。

(3) 公務災害補償制度

公務災害認定件数

（令和5年度）

区 分	認定件数
市長事務局	4件
消防	0件
教育委員会	1件
水道事業	0件
病院事業	0件
計	5件

10 勤務条件に関する措置の要求の状況

《制度の概要》

職員が、給与、勤務時間その他の勤務条件に関し、公平委員会（注）に対して、地方公共団体の当局に適切な措置がとられるべきことを要求することができる制度です。

注 平成24年度から公平委員会の事務は千葉県市町村総合事務組合において共同処理しています。

※ 令和5年度中に職員から公平委員会に対する「勤務条件に関する措置要求」、「不利益処分についての不服申立て」はありませんでした。